令和５年６月１６日

お客様各位

ＴＫＣシステム開発研究所

ＦＸクラウドシリーズのインボイス制度への対応について

インボイス制度に対応したＦＸクラウドシリーズ[2023年06月版]のサービスを６月２３日(金)に開始します。インボイス制度に関する改訂内容について以下のとおりご案内します。

なお、今版数で、現行の「レシート入力方式」をリニューアルした新しい「レシート入力方式」画面を搭載する予定でした。しかしながら、品質を確保するため、新しい「レシート入力方式」画面の搭載を７月１８日(火)に延期させていただきます。ご迷惑をおかけし、誠に申し訳ございません。詳細は下記Ⅱをご参照ください。

また、６月２３日(金)以降、現行の「レシート入力方式」画面は利用できなくなります。これに伴う注意事項につきましても併せて下記Ⅱをご参照ください。

Ⅰ　インボイス制度に関する改訂内容

１．免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置への対応

(1) 課税区分の追加

免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置の適用を受ける取引を処理する課税区分として、新たに課税区分[52][53][62][63][72][73]を追加し、これらの課税区分の仕訳入力･表示･検索等を行えるようにします。また、これらの課税区分は、既存の課税仕入れを処理する課税区分[5][51][6][61][7][71]のそれぞれに対応します。実際の仕入れ年月日の入力や仕入税額控除の記帳要件の充足等の要否については、既存の課税仕入れを処理する課税区分と同様です。

今回追加する課税区分	
[52]	免税事業者等からの課税仕入れ(課税売上げ)
[53]	同課税仕入れ(免税事業者等)に係る対価の返還
[62]	免税事業者等からの課税仕入れ(非課税売上げ)
[63]	同課税仕入れ(免税事業者等)に係る対価の返還
[72]	免税事業者等からの課税仕入れ(売上げ共通)
[73]	同課税仕入れ(免税事業者等)に係る対価の返還

(2) 控除割合の自動判定

免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置における控除割合は、課税仕入れを行った年月日で判断するものとして、仕訳に入力する「実際の仕入れ年月日」(省略時は取引年月日)に基づき自動判定するようにします。「実際の仕入れ年月日」が令和5年10月1日～令和8年9月30日の場合は「80%」、令和8年10月1日～令和11年9月30日の場合は「50%」として自動的に処理するようにします。

このため、当該経過措置を適用する取引の仕訳入力の際、控除割合の入力は不要です。



画面１　伝票（１伝票型）

(3) 仮払消費税等の自動計算

税抜経理方式採用時における当経過措置を適用する課税仕入れに係る仮払消費税等について、「取引金額」及び上記(2)の控除割合を基に自動計算(１円未満の端数は四捨五入)するようにします。

(4) 仕訳帳・元帳の改訂

課税区分[52][53][62][63][72][73]が入力されている仕訳をメニュー「仕訳帳」等で確認できるようにします。また、この場合、帳簿の記載事項として、控除割合を画面及び帳表に出力するようにします。

(5) 課税区分別取引／科目別消費税額集計表の改訂

①課税区分[52][53][62][63][72][73]の残高及びこれらの課税区分が入力されている仕訳を、既存のメニュー「課税区分別取引」や「勘定科目別消費税額」等で確認できるようにします。

②今回の課税区分の追加に伴い、科目別消費税額集計表をドロップダウンリストとタブによる選択に見直します。



画面２　勘定科目別消費税額

２．積上げ計算への対応

仮受消費税等及び仮払消費税等の額を基に、積上げ計算に対応できるようにします。

(1) 設定事項の追加（設定は会計事務所が行います）

メニュー「消費税情報」に新たな設定「売上に係る消費税等の端数処理」を追加し、仕訳手入力時における仮受消費税等の端数処理(初期値)を、切り捨て、四捨五入又は切り上げの中から選択できるようにします。また、当該設定を適用する年月を別途指定できるようにします。



画面３　消費税情報

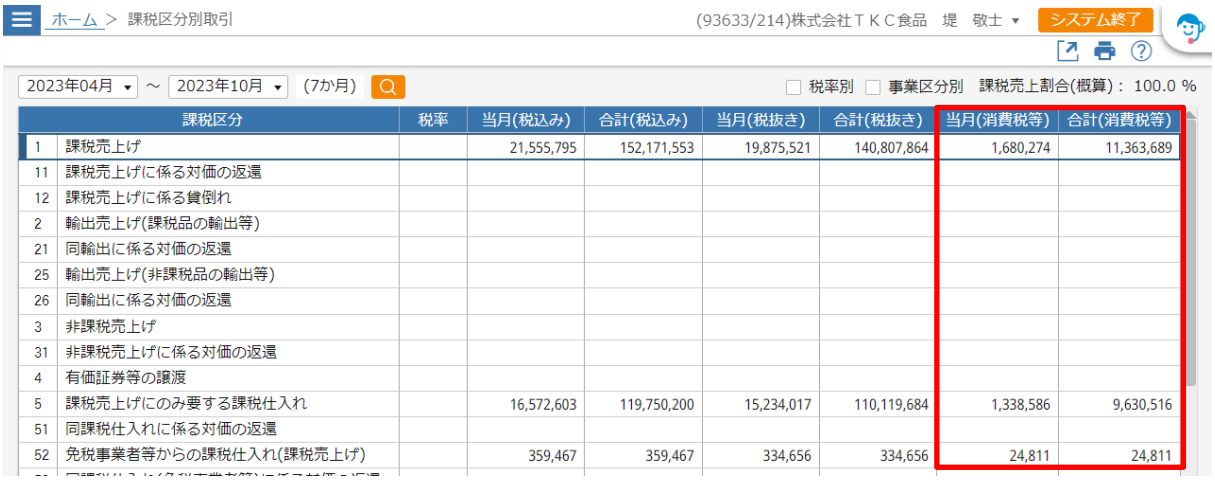
(2) 仕訳入力機能の改訂

①課税売上げの仕訳(課税区分[1]又は[11]を指定された仕訳)の入力時に消費税等を指定する際に、切り捨て、四捨五入又は切り上げのいずれかで端数処理された金額から選択できるようにします。この消費税等の選択の際に、上記(1)の設定に基づき初期値をセットするようにします。

②仕訳に保存する消費税自動計算区分(画面や帳表の税率欄に"A"と表示される区分)について、システムで自動計算した数値の場合に"A"とするようにします。課税売上げの仕訳(課税区分[1]又は[11]を指定された仕訳)については、切り捨て、四捨五入又は切り上げのいずれかを選択された場合に"A"を表示するようにします（初期値と異なる金額を選択された場合でも"A"となります）。

(3) 積上げ対象の金額の確認機能の搭載

①メニュー「課税区分別取引」で、課税区分別の消費税等の額を確認できるようにします。



	課税区分	税率	当月(税込み)	合計(税込み)	当月(税抜き)	合計(税抜き)	当月(消費税等)	合計(消費税等)
1	課税売上げ		21,555,795	152,171,553	19,875,521	140,807,864	1,680,274	11,363,689
11	課税売上げに係る対価の返還							
12	課税売上げに係る貸倒れ							
2	輸出売上げ(課税品の輸出等)							
21	同輸出に係る対価の返還							
25	輸出売上げ(非課税品の輸出等)							
26	同輸出に係る対価の返還							
3	非課税売上げ							
31	非課税売上げに係る対価の返還							
4	有価証券等の譲渡							
5	課税売上げにのみ要する課税仕入れ		16,572,603	119,750,200	15,234,017	110,119,684	1,338,586	9,630,516
51	同課税仕入れに係る対価の返還							
52	免税事業者等からの課税仕入れ(課税売上げ)		359,467	359,467	334,656	334,656	24,811	24,811

画面４　課税区分別取引

②メニュー「免税事業者等からの課税仕入れ取引」を設けました。当ボタンをクリックすることで、課税区分[52][62][72]について、「支払対価の額計」（税込金額の合計）と、仕訳単位で自動計算（税込金額×7.8÷110×80%等を行い、円未満を四捨五入）の後、合算した「仕入税額とみなす額計」を確認できるようにします。

３．インボイス制度における仕訳チェック機能の搭載

(1) 概要

①課税仕入れについて、通常の課税仕入れと免税事業者等からの課税仕入れを分類して処理する必要があります。この課税仕入れの分類は、仕入先が自社の課税期間の途中で適格請求書発行事業者から免税事業者へ変更（又はその逆）される可能性や、仕入先が過去に遡って適格請求書発行事業者となる可能性（新規設立法人の特例）を考慮して行う必要があります。

この分類を適切に行えるよう、国税庁の適格請求書発行事業者公表サイトで公表される最新の適格請求書発行事業者の登録日及び失効･取消日といった情報を活用し、実際の仕入れ年月日を基準として、課税仕入れの整合性をチェックできるようにします。

②また、積上げ計算採用時は、仮受消費税等及び仮払消費税等を適切に計上する必要があります。これらの会計処理を正しく行えるよう、仕訳入力時や月次更新等のタイミングで整合性チェックを行えるようにします。

(2) 事前準備（設定は会計事務所が行います）

①課税仕入れの仕訳ﾁｪｯｸの実施要否及び基準期間課税売上高１億円以下等の事業者への該当有無の選択

1) メニュー「消費税情報」を改訂し、新たな設定「課税仕入れの仕訳チェック（ｲﾝﾎﾞｲｽ制度）」及び「基準期間課税売上高１億円以下等」を追加します。



画面５　消費税情報

2)「課税仕入れの仕訳チェック（ｲﾝﾎﾞｲｽ制度）」欄では、仕訳入力時や月次等のタイミングでの事業者登録番号の入力有無や有効性に関するチェックの実施要否を選択できるようにします。ただし、課税方式区分が本則課税方式の場合は、「実施しない」に変更できません。

3)「基準期間課税売上高が１億円以下等」欄では、基準期間の課税売上高が１億円以下又は特定期間の課税売上高が５千万円以下の事業者に該当するか否かを選択できるようにしま

す。当欄の選択によって、仕訳入力時の制御が以下のとおり変わります。

a. 当欄を「該当する」とした場合

１万円未満の通常の課税仕入れ（課税区分[5][6][7]）の場合は、適格請求書発行事業者の登録番号の入力等は不要で、当該番号の有効性のチェック等は行われません。

１万円未満にもかかわらず免税事業者等からの課税仕入れを処理する課税区分（課税区分[52][62][72]）を選択した場合は、確認メッセージが表示されます。

b. 当欄を「該当しない」とした場合

取引金額にかかわらず通常の課税仕入れ（課税区分[5][6][7]）を選択した場合は、適格請求書発行事業者の登録番号の入力要求又は取引先マスターからの自動複写が行われ、当該番号の有効性のチェック等が行われます。

②インボイス保存免除科目の設定

1)メニュー「消費税情報」で、インボイスの保存が免除される取引（出張旅費等特例など）を処理する勘定科目又は補助科目を、「インボイス保存免除科目」として選択できるようにします。

2)インボイス保存免除科目に指定した勘定科目や補助科目を仕訳に入力した場合、免税事業者等からの課税仕入れ（課税区分[52][62][72]）を選択すると確認メッセージが表示されます。また、通常の課税仕入れ（課税区分[5][6][7]）を選択した場合、適格請求書発行事業者の登録番号の入力等は不要で、当該番号の有効性のチェック等は行われません。

(3) 仕訳チェック

①仕訳入力時のチェック

1)入力中の仕訳について、以下の条件を満たす場合（行単位ですべての条件を満たす場合）に、確認メッセージを表示するようにします。

行	課税区分	勘定科目がｲﾝﾎﾞｲｽ保存免除科目に該当	仕入先の適格請求書発行事業者の登録番号	自社の基準期間課税売上高１億円以下等に該当	課税仕入れの取引金額計
1	[5][6][7]	非該当	省略又は無効	非該当	―
2	[5][6][7]	非該当	省略又は無効	該当	１万円以上又は１円未満
3	[52][62][72]	該当	―	―	―
4	[52][62][72]	非該当	有効	―	
5	[52][62][72]	非該当	―	該当	１万円未満かつ１円以上

②月次のチェック

1)該当月に入力した仕訳について、インボイス制度下における整合性チェックを行えるよう、「要注意科目・仕訳」メニューに「【インボイス制度】インボイス経過措置の適用となる仕訳」、「【インボイス制度】誤ってインボイス経過措置を適用した仕訳」及び「【インボイス制度】消費税等を直接入力した仕訳等」を新設します。

2)チェック項目「【インボイス制度】インボイス経過措置の適用となる仕訳」では、選択中の年月が属する事業年度のすべての仕訳のうち、条件に該当する仕訳を抽出します。

a.月次更新未了月の仕訳の場合

行	課税区分	勘定科目がｲﾝﾎﾞｲｽ保存免除科目に該当	仕入先の適格請求書発行事業者の登録番号	自社の基準期間課税売上高１億円以下等に該当	課税仕入れの取引金額計
1	[5][6][7]	非該当	省略又は無効	非該当	―
2	[5][6][7]	非該当	省略又は無効	該当	１万円以上又は１円未満

b.月次更新済の仕訳の場合

行	課税区分	勘定科目がｲﾝﾎﾞｲｽ保存免除科目に該当	仕入先の適格請求書発行事業者の登録番号	自社の基準期間課税売上高１億円以下等に該当	課税仕入れの取引金額計
1	[5][6][7]	非該当	無効	非該当	―
2	[5][6][7]	非該当	無効	該当	１万円以上又は１円未満

3)チェック項目「誤ってインボイス経過措置を適用した仕訳」では、選択中の年月が属する事業年度のすべての仕訳のうち、条件に該当する仕訳を抽出します。

a.月次更新未了月の仕訳

行	課税区分	勘定科目がｲﾝﾎﾞｲｽ保存免除科目に該当	仕入先の適格請求書発行事業者の登録番号	自社の基準期間課税売上高１億円以下等に該当	課税仕入れの取引金額計
1	[52][62][72]	該当	―	―	―
2	[52][62][72]	非該当	有効	―	
3	[52][62][72]	非該当	―	該当	１万円未満かつ１円以上

b.月次更新済の仕訳

行	課税区分	勘定科目がｲﾝﾎﾞｲｽ保存免除科目に該当	仕入先の適格請求書発行事業者の登録番号	自社の基準期間課税売上高１億円以下等に該当	課税仕入れの取引金額計
1	[52][62][72]	―	有効	―	

4)チェック項目「消費税等を直接入力した仕訳はないか？」では、課税売上げ及び課税仕入れのそれぞれについて、消費税自動計算区分に“A”が表示されていない仕訳を抽出します。また、課税売上げについては、“A”が表示されていても、メニュー「消費税情報」の「売上に係る消費税の端数処理」の端数処理結果と異なる仕訳も抽出します。

４．仕訳読込機能の改訂

(1) 読込項目の追加

①「事業者登録番号」を追加します。課税区分が[5][6][7]の場合で、「ｲﾝﾎﾞｲｽが必要な仕訳」(令和 5 年 10 月 1 日以降で、ｲﾝﾎﾞｲｽ保存免除科目以外の科目がセットされている等)の場合のみ読み込まれます。

②上記①の項目について、以下のような値を指定された場合はエラーとします。

1)取引先マスターと不整合な値をセットされた場合

2)同一取引先コードにもかかわらず、当該値が異なる行がファイル内に存在する場合

(2) 免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置への対応

①免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置を適用する取引を処理する課税区分（[52][53][62][63][72][73]）を読み込めるようにします。

②課税区分に[52][53][62][63][72][73]で、消費税自動計算区分に「1」を指定し、かつ消費税等０円とした場合、次の計算式に従い消費税等を自動計算するようにします。

消費税等＝取引金額 × 税率 ÷ (100 ＋ 税率) × 控除割合(※)

(※)控除割合は実際の仕入れ年月日(省略時は取引年月日)で自動的に判定します。

Ⅱ　新しい「レシート入力方式」画面の搭載延期及び現行の「レシート入力方式」画面ご利用時の注意事項

１．新しい「レシート入力方式」画面の延期後の提供予定

令和５年７月１８日(火)　午前６時

※提供に伴い、次の時間帯についてサービスを一時休止します。

令和５年７月１８日(火)午前０時～午前６時（６時間)

２．現行の「レシート入力方式」画面を利用時のご注意(お願い)

(1) 現行の「レシート入力方式」画面は、ＦＸクラウドシリーズ[2023年06月版]が提供される６月２３日(金)以降利用できなくなります。

(2) また、新しい「レシート入力方式」は、現行の「レシート入力方式」をリニューアルし、インボイス制度の下、仕入先から受領したレシート等からの入力に最適化した画面に変更します。このため、現行の「レシート入力方式」画面で入力が可能だった売上、輸入、特定仕入れの取引は入力できません。

(3) つきましては、誠にお手数ですが、現行の「レシート入力方式」画面を利用して下表の取引を入力している場合は、６月２３日(金)以降、次の入力画面の利用をご検討ください。

取引の種類	６月２３日(金)～７月１７日(月)	７月１８日(火)以降
仕入(輸入を除く)	「伝票(１伝票)」等(※)	新しい「レシート入力方式」画面
売上、輸入、特定仕入れ	「伝票(１伝票)」等(※)	「伝票(１伝票)」等(※)

※画面上部の[過去仕訳コピー]ボタンで入力済みの仕訳をコピーして入力することが可能です。

３．【ご参考】新しい「レシート入力方式」画面の特長

(1) インボイス制度の下で仕訳をかんたんに入力できるよう、現行の画面をリニューアルします。新しい「レシート入力方式」画面の特長は、次の７つです。

①仕入先から受領したレシート等からの入力に特化した機能です。

②インボイスの記載金額（税抜き／税込み）を問わず、金額をそのまま入力することで仕訳計上できます。

③税抜き入力の場合、借方の合計額と貸方の合計額(請求額計等)の差額から消費税額等を端数処理して初期表示します。

④複数の科目や課税区分の明細を入力した場合でも消費税額等の合計金額を確認できます。

⑤取引先別に記憶された過去仕訳を選択することにより、日付や金額等を入力するだけで仕訳計上できます。

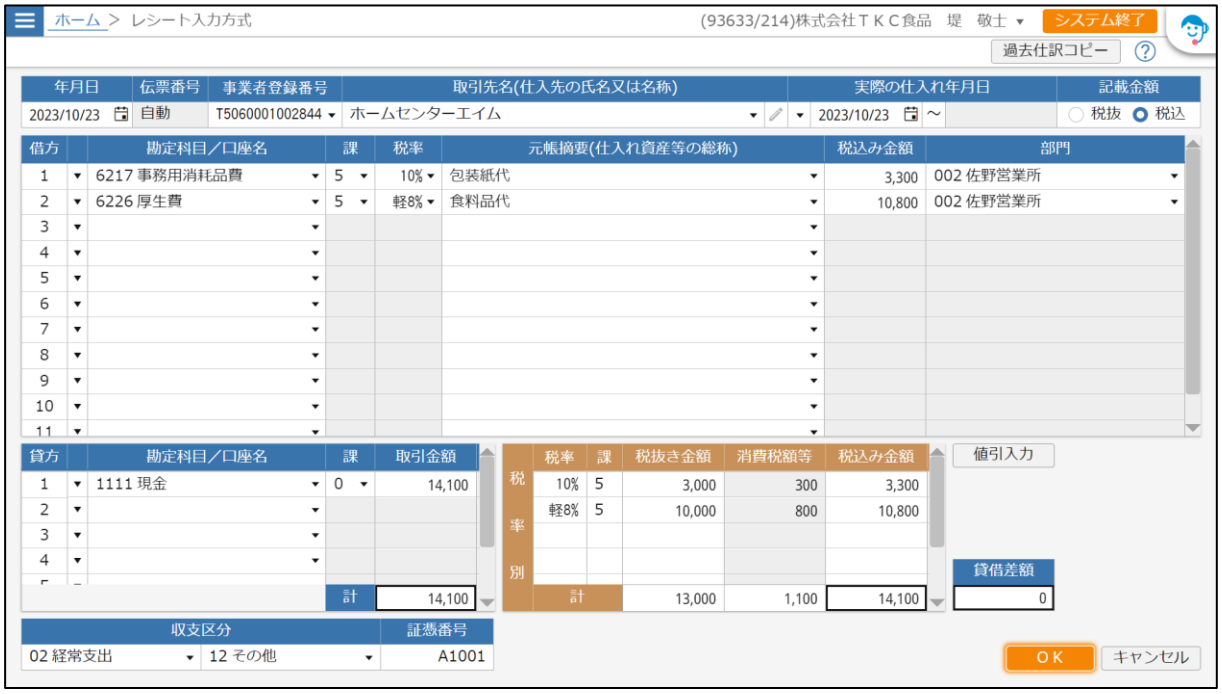
⑥電卓機能を利用できます。レシートの明細を科目や課税区分別に集計する際に便利です。

⑦伝票（１伝票型）画面や複合仕訳画面等、他の仕訳入力画面と切り替えて利用できます。

(2) 「レシート入力方式」は、１つの取引を１つの画面で入力するため、特に複数の科目や課税区分となる取引を入力する場合に有効です。

①レシート等の証憑と合計金額や消費税額等を突合できます。

②少額特例（一定規模以下の事業者に対する事務負担の軽減措置）の１万円未満の判定を正しく行えます。



画面６　レシート入力方式画面

(3) 「レシート入力方式」の詳細につきましては、こちらの動画(約5分)をご覧ください。

以上